

## 地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例

平成19年7月13日  
条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する

- 2 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(一部改正〔平成22年条例4号〕)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）の業務の実績について評価を行うにあたっては、以下の方針に基づくものとする。

### 1 目的

評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

### 2 基本的な考え方

評価委員会が行う評価の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

#### (1) 医療水準の向上や県民の健康の確保など県民への寄与

高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。

#### (2) 業務運営の効果的かつ効率的な実施

機構の行う業務（医療の提供等）が、効果的かつ効率的に実施されていること。

#### (3) 公共性及び透明性の確保と自主性の発揮

地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」（確実に実施されることが必要な医療を提供すること。）や「透明性」（業務内容の公表を通じ、組織及び運営の状況を明らかにすること。）が確保されていること。

また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。

#### (4) 中期目標により指示した方針に沿った業務運営

県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。

### 3 評価方法

評価委員会は、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

#### (1) 年度評価

ア 年度評価は、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

イ 次年度の計画に反映させるため、年度途中で暫定評価を行う。

ウ 評価の詳細については、別途定めるものとする。

## (2) 中期目標期間評価

- ア 中期目標期間評価は、機構から提出された当該中期目標に係る事業報告書を基に、当該中期目標期間における中期目標の達成状況を調査及び分析することにより、中期目標期間中の業務実績全体について総合的な評価をして行うものとする。
- イ 次期中期目標に反映させるため、期間途中で暫定評価を行う。
- ウ 評価の詳細については別途定めるものとする。

## 4 その他

評価委員会は、評価を行うにあたり、評価の正確性や信頼性を確保するために、客観的かつ中立公正に行うように努める。

## 地方独立行政法人静岡県立病院機構の事業年度の業務実績に係る評価要領

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）に係る各事業年度の業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）にあたっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 趣旨

評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とし、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基にして、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条に基づく年度評価を行う。

### 2 評価の着眼点

年度評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

### 3 評価の時期

年度評価は、法令等に基づき、事業年度終了後に行うこととする。

また、次事業年度の機構の業務運営に反映させるために、暫定評価を当該事業年度途中に行うこととする。

### 4 評価方法

#### (1) 業務の実績報告

機構は、業務の実績等を業務実績報告書（様式 1）により記載し、評価委員会に提出する。

業務実績報告書は、機構の概要及び当該事業年度の業務実績を記載することとし、当該事業年度の業務実績は、対象期間、業務実績全般及び項目別実績とする。

#### ア 対象期間

評価の対象となる当該事業年度の期間を記載する。

## イ 業務実績全般

機構及び各病院の業務全般における当該事業年度の実績について、総括して記載する。

## ウ 項目別実績

中期計画等を実施するための「手段」を明らかにするとともに、その「手段」を実施する具体的な取組みを「行動計画」として記載する。

また、業務の実績に対し、機構は自己評価を行い、以下の区分及びその説明を記載する。

A	計画に対し十分に取り組み、成果も得られている。
B	計画に対し十分に取り組んでいる。
C	計画に対する取組みは十分ではない。

### (2) 法第 28 条に基づく年度評価

年度評価は、機構から提出された業務実績報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

### (3) 暫定評価

次事業年度の機構の業務運営に反映させるための暫定評価についても、(1)に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。

## 5 通知

評価委員会は、年度評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。

また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。

## 6 報告及び公表

評価委員会は、機構に対し年度評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項（勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容）を知事に報告するとともに、公表するものとする。

## 7 その他

本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。

## 地方独立行政法人静岡県立病院機構の中期目標期間の業務実績に係る評価要領

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）に係る中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）にあたっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 趣旨

評価委員会は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的として、機構から提出された当該中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基にして、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 30 条に基づく中期目標期間評価を行う。

### 2 評価の着眼点

中期目標期間評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

### 3 評価の時期

中期目標期間評価は、法令等に基づき、当該中期目標期間の終了後に行うこととする。

また、次期中期目標に反映させるために、暫定評価を当該中期目標期間の途中に行うこととする。

### 4 評価方法

#### (1) 業務の実績報告

機構は、中期目標期間の実績等を業務実績報告書（様式 1）により記載し、評価委員会に提出する。

業務実績報告書は、機構の当該中期目標期間の業務実績を記載することとし、当該中期目標期間の業務実績は、対象期間、業務実績全般及び項目別実績とする。

#### ア 対象期間

評価の対象となる当該中期目標の期間を記載する。

#### イ 業務実績全般

機構及び各病院の業務全般における当該中期目標期間の実績について、総括し

て記載する。

#### ウ 項目別実績

当該中期目標の達成状況が明らかになるよう、中期目標期間中の業務の実績を項目別に記載する。

また、業務の実績に対し、機構は自己評価を行い、以下の区分及びその説明を記載する。

A	中期目標が十分達成されている。
B	中期目標が概ね達成されている。
C	中期目標が十分達成されていない。

#### (2) 法第 30 条に基づく中期目標期間評価

中期目標期間評価は、機構から提出された業務実績報告書を基に、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

#### (3) 暫定評価

次期中期目標に反映させるための暫定評価についても、(1)に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。

また、この暫定評価の中で、法第 31 条の「中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を併せて行うこととする。

### 5 通知

評価委員会は、中期目標期間評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。

また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。

### 6 報告及び公表

評価委員会は、機構に対し中期目標期間評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項（勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容）を知事に報告するとともに、公表するものとする。

### 7 その他

本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。



## 地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標

## 前文

医療は、県民が地域で安心・安全に日々生活をしていく上で不可欠であり、その確保は極めて重要な課題であります。そのため、県では、県内医療機関の中核的病院として県立病院を設置し、他の医療機関では対応が困難な高度又は特殊な医療を提供することを通じて本県の地域医療の確保の一端を担うとともに、県内医療水準の向上に寄与してきました。

しかしながら、今日、わが国においては、必要な医師が確保できないことなどに起因して地域医療の存続が大きく揺らいでいます。本県も同様の状況に置かれており、地域医療の確保は、早急に対応すべき課題となっております。

このような状況の中、地域医療の確保に向けた様々な期待に応えて、県立総合病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院は、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、県立病院機構が運営する県立病院として中期目標の達成に向けた取組を始めることとなります。

この中期目標は、県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療を確固たるものとすべく、県立病院として以下の項目に真摯に取り組むことを通じて、県立病院が本県における高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であるとともに、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たしていくことを強く求めるものであります。

- 1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。
- 2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。
- 3 卒後臨床研修プログラムや就労環境の充実などを通じて医師の確保と育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣に協力すること。
- 4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。
- 5 県内の公立病院に対して、改革へ向けた効果的な方策や具体的な手法を示すなど、改革の<sup>さきがけ</sup>魁として公立病院改革の道標の役を率先して果たすこと。

## 第1 中期目標の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

## 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう情報発信すること。

## 1 医療の提供

医療機関として求められる基本的な診療姿勢や県立病院が担う医療を明確にし、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。

### (1) 基本的な診療姿勢

診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。

### (2) 県立病院が担う役割

県内医療機関の中核的病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。

### (3) 県立病院が重点的に取り組む医療

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、精神疾患などの医療、救急医療、周産期医療及び小児医療の分野における高度医療又は急性期医療に取り組むこと。

また、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供すること。

## 2 医療に関する調査及び研究

本県の医療水準の向上や県民の健康意識の醸成が図られるよう、調査及び研究に取り組むこと。

### (1) 診療等の情報の活用

診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。

### (2) 県民への情報提供の充実

公開講座や医療相談などを通じて調査及び研究の成果を県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。

### (3) 産学官連携等への協力

富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官の連携による研究開発事業に積極的に協力すること。

## 3 医療に関する技術者の研修

優秀な医療従事者の確保と育成を図るため、国内外との交流を含め、研修の充実に努めること。

### (1) 医療従事者の研修の充実

医療の高度化に対応した優秀な医療従事者を確保及び育成するため、医療従事者に評価され、選ばれる病院となるよう研修の充実に努めること。

(2) 医師の卒後臨床研修等の充実

特に医師不足に対応するため、より多くの医師を県立病院に確保及び育成し、県内の医療機関への定着の契機となるよう、医師の卒後臨床研修や専門研修の充実を図ること。

(3) 知識や技術の普及

県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること。

#### 4 医療に関する地域への支援

県民の安心・安全を守るためには地域医療の確保が不可欠であることから、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。

(1) 地域医療への支援

遠隔診断の実施、高度医療機器の共同利用の促進など、地域医療の確保と連携への支援を行うこと。

(2) 公的医療機関への医師の派遣協力

県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣に積極的に協力すること。

(3) 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。

#### 5 災害等における医療救護

県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

(1) 医療救護活動の拠点機能

災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。

### **1 簡素で効率的な組織づくり**

医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織づくりを進めること。

### **2 効率的な業務運営の実現**

県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。

### **3 事務部門の専門性の向上**

事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。

### **4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成**

業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。

### **5 就労環境の向上**

優秀な医療従事者を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。

## **第4 財務内容の改善に関する事項**

業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。

## **第5 その他業務運営に関する重要事項**

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

## 地方独立行政法人静岡県立病院機構中期計画

## 前文

現在、わが国では、厳しい財政状況等を背景にした社会保障制度の改革、医師や看護師不足の深刻化など、医療、特に病院を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）は、県民の大きな期待を背にして、中期目標の達成を目指して出発することになりました。

中期目標においては、静岡県の医療を確固たるものとすべく、機構が運営する県立病院に対して、一つには高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること、二つには地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たしていくことが強く求められております。

機構としては、この二つを解く鍵は医療に係る人の問題、すなわち、県立病院にふさわしい質の高い専門家集団を確保し、育成していくことにあると考え、次の5つの基本方針の下に中期計画を策定しました。この計画を着実に実行することにより、県民の皆様のご信頼と安心を得るとともに、県民や職員が一体感や誇りの持てる病院、「患者満足度日本一」の病院を目指してまいります。

中期目標の達成への道程は、決して平坦ではなく、幾多の困難な道が続くと思いますが、職員一丸となって全力を注いでいく覚悟であります。

- 1 「第一級の病院」、「地域医療支援の中心的機能」など、中期目標において県立病院に求められている役割をこれまで以上に果たすこと
- 2 教育研修や臨床研究機能の充実強化、就労環境の向上などにより魅力ある病院づくりに努め、優秀な人材の確保と育成に最優先で取り組むこと
- 3 病院運営の専門職の育成や経営管理機能の強化などにより経営能力を高め、業務運営の安定化、健全化に取り組むこと
- 4 職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、業務の改善・改革に不断に取り組む組織風土を築き上げ、常に進化する病院であり続けること
- 5 地方独立行政法人化を機に蓄積する改革の成果を地域へ情報発信していくこと

## 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

医療は人に拠るところが大きいことから、提供する医療の質を向上させるため、県立病院にふさわしい優れた人材の確保及び育成を強力に推進する。

また、県内医療水準の向上を目指し、地域医療支援の中心的機能を果たすため、人材、技術、施設、情報など県立病院が有する医療資源の地域への開放を推進する。

## 1 医療の提供

機構の全職員は、県立病院が担う役割と責任を認識するとともに、基本的な診療姿勢の主旨を理解し、医療の提供にあたってはその実践に取り組む。

### (1) 基本的な診療姿勢

患者自らが選択し納得できるよう、患者への十分な説明と同意を徹底するとともに、科学的根拠に基づく医療を安全に提供するため、医療技術の向上、チーム医療の推進、医療安全対策の充実などに取り組む。

### (2) 県立病院が担う役割

県立病院が担う高度・特殊・専門医療が確実に提供できるよう、地域の医療機関との相互連携や機能分担を進める。併せて、情報技術を活用した医療連携や疾患ごとの地域連携ネットワークづくりを進める。

### (3) 県立病院が重点的に取り組む医療

静岡県が掲げる7疾病5事業を念頭に、各県立病院が専門性を活かしつつ、県立病院間や地域の医療機関との連携を強化して、病態に即した的確な医療を提供する。特に、全国的な課題とされている救急医療や急性期医療の充実に重点的に取り組む。

ア 循環器疾患については、小児は県立こども病院が、成人は県立総合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。

イ 周産期医療や精神身体合併症などについては、各県立病院が連携して取り組む。

ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療に着実に取り組む。

エ 先進的医療である移植医療のうち、肝移植の実施の可否について検討を進める。

オ 各県立病院は医療の提供にあたり、次のとおり重点的に取り組む。

#### (ア) 県立総合病院

- ・急性心筋梗塞、脳卒中等の循環器疾患において、24時間を通して高度な専門的治療を提供する体制の充実を図る。加えて、生活習慣病としての危険因子を管理するため、地域の医療機関との連携を強化する。
- ・がん患者に対し、地域がん診療連携拠点病院として、手術及び化学療法、放射線療法を組み合わせた高度な集学的治療（各分野の専門医が協力して治療に当たること）を提供する体制を整備するとともに、地域の医療機関等と連携した緩和ケアや終末期医療を提供していく。
- ・重篤な救急患者に対応するため、救命救急センターに準じた機能を目指し、段階的な整備を図る。

#### (イ) 県立こころの医療センター

- ・24 時間を通して精神科救急医療相談に応じるとともに、救急患者を受け入れ、新たな入院患者が早期に退院し社会復帰できるよう支援する精神科救急・急性期医療の提供体制の整備を図る。
- ・他の医療機関では対応することが困難な重症患者への先進的治療に積極的に取り組む。
- ・入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるように、チームによる包括的在宅医療支援体制のモデルを構築する。
- ・医療観察法等の司法精神医療に積極的に関与する。

#### (ウ) 県立こども病院

- ・小児重症心疾患患者に対し、24 時間を通して高度な先進的治療を提供する体制を整備する。加えて、小児心疾患治療のリーディング施設として専門医等の育成に努める。
- ・地域の医療機関と連携して、ハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの構築に努めるとともに、新生児に対して、高度な先進的治療を提供するための体制を拡充する。
- ・精神疾患を持つ小児患者やその家族に対して、児童精神科分野における中核的機能の発揮に努める。
- ・24 時間を通して重篤な小児救急患者の受入体制を強化するとともに、患者の重症度に応じ、地域の医療機関と分担して受け入れる体制づくりに協力する。
- ・小児がん診療連携拠点病院として、高度な集学的治療に積極的に取り組む。

## 2 医療に関する調査及び研究

県内医療水準の向上に寄与するとともに、県立病院として医療の質の向上や人材育成のため、病院が有する医療資源の活用、院外への情報発信、他の機関との連携を図りながら、調査及び研究に取り組む。また、それらを円滑に進めるため、診療録の電子化等の医療情報基盤を整備する。

### (1) 診療等の情報の活用

診療録等医療情報の電子化や管理機能の充実を図るなど、エビデンスを集積し、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を図る。また、学会、講習会、研究会等へ情報発信しやすい体制を整備する。

### (2) 県民への情報提供の充実

定期的に公開講座、医療相談会等を開催するとともに、ホームページ等で健康管理・増進などについての情報を提供するなど、様々な方法で県民への情報提供を進

める。

### (3) 産学官連携等への協力

治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう体制を整備し、受託件数の増加を図る。また、県立大学との共同研究にも取り組む。

## 3 医療に関する技術者の研修

県立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、国内外の医療機関との交流、教育研修機能の充実など、医療従事者の研修に積極的に取り組むとともに、それらを院外にも開放していく。

### (1) 医療従事者の研修の充実

県立総合病院のメディカルスキルアップセンターの利活用を含め、実効性のある教育研修プログラムの開発、実施を計画的に進めるとともに、病院内における教育研修体制を強化する。また、国内外の医療機関との交流を進める。

### (2) 医師の卒後臨床研修等の充実

特色のある研修プログラムの開発とその推進体制を強化する。特に、専門分野の研修医については、県立病院が核となった県内病院間の研修ネットワークの構築など魅力あるプログラムを用意する。

### (3) 知識や技術の普及

医療従事者が他の機関・団体における研修や研究等の活動に参画しやすい仕組みづくりを進める。また、院内研修を含め教育研修機能については、県内の医療従事者へさらに開放していく。

## 4 医療に関する地域への支援

地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、必要な支援を進める。

### (1) 地域医療への支援

情報通信技術を活用した遠隔診断のネットワークづくりを進める。また、高度医療機器などの共同利用など、県立病院の施設や設備について地域への開放を進める。

### (2) 公的医療機関への医師の派遣協力

県立病院の医師の増員を図り、公的医療機関への医師派遣協力がしやすい仕組みづくりを進める。



### (3) 社会的な要請への協力

公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に柔軟に応えるための仕組みづくりを進める。

## 5 災害等における医療救護

東海地震などによる大規模災害の発生が危惧される静岡県の県立病院として、災害等への日ごろからの備えを進め、発生時においては静岡県医療救護計画等に基づき、医療救護活動に従事する。

### (1) 医療救護活動の拠点機能

日ごろから実戦的な災害医療訓練を定期的に行うなど、医療救護活動の拠点となる病院としての機能を維持向上していくとともに、災害等の発生時には患者の受入れなど求められる機能を発揮する。

### (2) 他県等の医療救護への協力

災害時医療救護派遣マニュアルに基づき、速やかに医療チームを派遣できるように定期的な要員訓練を行うとともに、随時マニュアルを点検する。

## 6 中期目標達成のために不可欠な人材の確保及び育成

県立病院の医療機能を最大限に発揮するため、医療従事者が専門業務に専念できる体制の整備、教育研修の充実、就労環境の向上、人材確保機能の強化など、優秀な人材の確保及び育成に最重要課題として取り組む。

これに際しては地方独立行政法人の特徴を活かし、前例にとらわれない柔軟な運営に取り組む。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

職員配置や組織等に関しては、従前の手法にとらわれず、業務内容や業務量に応じて随時対応するなど、迅速で柔軟性のある業務運営に取り組む。

### 1 簡素で効率的な組織づくり

医療環境の変化や県民の医療ニーズに的確に応じられるよう弾力的な組織づくりを進めるとともに、迅速な意思決定がされるような組織運営に努める。

### 2 効率的な業務運営の実現

県立病院が有する人的、物的等医療資源を有効に活用するため、常に効率的な業務運営に取り組むとともに、経営情報を共有し職員の経営意識の醸成を図る。

- ・各職員が専門性を十分に発揮できるよう体制を整備するとともに、業務量に応じた

柔軟な職員配置に努める。

- ・診療報酬など収入の適正な確保を図るとともに、業務の集約化や外部委託、多様な契約手法の活用などにより、効率的な業務運営に努める。
- ・常に経営情報を把握するとともに、適時適切な措置を講じられるよう体制を整備する。また、経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上に努める。

### 3 事務部門の専門性の向上

経営管理機能を強化するため、法人固有の事務職員を採用するとともに、専門性の向上に計画的に取り組む。併せて、急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるよう病院運営や医療事務等に精通した人材の確保に努める。

### 4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成

業務の改善改革への取り組みを奨励し、その活動を積極的に評価するとともに、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営を進めるなど、職員の意欲が高い活気に溢れた病院づくりに取り組む。

### 5 就労環境の向上

仕事と生活の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定、時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進めるほか、職員宿舎や院内保育を充実するなど、働きやすい環境づくりを進める。

また、職員の努力が報われる給与制度の構築など、働きがいを実感できる仕組みづくりを進める。

## 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすることを目指す。

- 1 予 算
- 2 収支計画 （別表のとおり）
- 3 資金計画

## 第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額  
2,000 百万円

## 2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

## 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## 第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

## 第7 料金に関する事項

### 1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 149 条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

### 2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

## 第8 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 中期目標期間中の長期借入金の限度額

総額 10,051 百万円

### 2 積立金の処分に関する計画

なし

(別表)

1 予算(平成21年度～平成25年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	170,286
医業収益	134,787
運営費負担金	34,723
その他営業収益	776
営業外収益	3,703
運営費負担金	1,777
その他営業外収益	1,926
資本収入	10,051
運営費負担金	0
長期借入金	10,051
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	194,040
支出	
営業費用	154,626
医業費用	153,034
給与費	81,659
材料費	41,537
経費	28,493
研究研修費	1,345
一般管理費	1,591
営業外費用	3,278
資本支出	27,984
建設改良費	11,859
償還金	16,024
その他の支出	250
計	186,037

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額82,706百万円を支出する。

なお、当基金額は、法人の役員員に係る報酬、基本給、薪手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

秋田医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。

2 収支計画(平成21年度～平成25年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収益の部	175,939
営業収益	172,237
医業収益	135,524
運営費負担金収益	34,723
資産見返負債戻入	1,214
その他営業収益	776
営業外収益	3,701
運営費負担金収益	1,777
その他営業外収益	1,924
臨時利益	0
費用の部	175,354
営業費用	170,800
医業費用	168,994
給与費	82,033
材料費	41,553
経費	26,459
減価償却費	17,601
研究研修費	1,349
一般管理費	1,805
営業外費用	4,162
臨時損失	142
予備費	250
純利益	985
目的積立金取崩額	0
総利益	585

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画(平成21年度～平成25年度)

(単位:百万円)

区分	金額
資金収入	187,472
業務活動による収入	173,989
診療業務による収入	134,787
運営費負担金による収入	36,500
その他の業務活動による収入	2,702
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	10,051
長期借入れによる収入	10,051
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	3,432
資金支出	187,472
業務活動による支出	158,154
給与費支出	82,736
材料費支出	41,537
その他の業務活動による支出	33,881
投資活動による支出	11,859
固定資産の取得による支出	11,859
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	16,024
長期借入金の返済による支出	1,641
移行前地方債償還債務の償還による支出	14,383
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,435

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 前期中期目標期間からの繰越金は県からの承継額である。